

多文化共生社会づくり推進事業報告書

1 委託業務名・概要

(1) 業務名 外国籍児童生徒を対象とした教育・生活支援のための親子日本語教育

(2) 概要（事業の要約・事業の目的など）

公立小中学校に通う外国籍児童生徒及びその父兄に対し日本語教育を行う事で、日本における教育・生活支援を図り、併せて周辺の外国人学校に通う外国籍児童生徒に対して日本語教育を行う事で公立小中学校へ編入学する際の支援を行う。

2 実施事業について

(1)実施時期 平成18年 7月 1日(土)～平成19年 2月28日(水)

(2)実施地域 愛知県西尾市

(3)事業の具体的内容

1 外国籍児童生徒等に対する日本語教室の実施

公立小中学校に在籍する外国籍児童生徒及びその近隣の外国人学校等へ通う外国籍児童生徒に対して日本語教育講師による日本語教育を実施した。

(1)実施時期 平成18年8月～平成19年2月 水曜日 19:30～21:00

実施日：8/23、8/30、9/6、9/13、9/27、10/4、10/18、10/25、11/1、11/8、11/15、
11/22、11/29、12/6、12/13、12/20、1/17、1/19、1/24、1/31、2/7、
2/14、

(2)実施回数 22回 / 1時間30分

(3)実施場所 鶴城公民館 研修室2（西尾市伊藤町伊藤東124-1）

(4)実施対象 公立小・中学校に通う外国籍児童生徒及び近隣の外国籍児童生徒 延べ66名

2 外国籍児童生徒等に対する日本語教室の実施のための準備

公立小中学校に在籍する外国籍児童生徒及びその近隣の外国人学校等へ通う外国籍児童生徒に対して日本語教育を実施するため、授業で使用する教材の作成やその他の資料の作成を行った。

(1)実施時期 平成18年8月～平成19年2月

(2)実施回数 22回 / 2時間

(3)実施場所 NPO 法人 0563.netNPO の事務局、及び鶴城公民館

実施日：8/23、8/30、9/6、9/13、9/27、10/4、10/18、10/25、11/1、11/8、11/15、
11/22、11/29、12/6、12/13、12/20、1/17、1/19、1/24、1/31、2/7、2/14、

3 外国籍児童生徒の父兄に対する日本語教室の実施

公立小中学校に在籍する外国籍児童生徒の父兄及び近隣の外国人学校等へ通う外国籍児童生徒の父兄に対して日本語教育講師による日本語教育を実施した。

(1)実施時期 平成18年8月～平成19年2月 水曜日 19:30～21:00

実施日：8/23、8/30、9/6、9/13、9/27、10/4、10/18、10/25、11/1、11/8、11/15、
11/22、11/29、12/6、12/13、12/20、1/17、1/19、1/24、1/31、2/7、2/14、

(2)実施回数 22回 / 1時間30分

(3)実施場所 鶴城公民館 研修室1 (西尾市伊藤町伊藤東124-1)

(4)実施対象 公立小・中学校に通う外国籍児童生徒の父兄及び近隣の外国籍児童生徒
の父兄 延べ 114名

4 外国籍児童生徒等の父兄に対する日本語教室の実施のための準備

公立小中学校に在籍する外国籍児童生徒の父兄及び近隣の外国人学校等へ通う外国籍児童生徒の父兄に対して日本語教育を実施するため、授業で使用する教材の作成やその他の資料の作成を行った。

(1)実施時期 平成18年8月～平成19年2月

(2)実施回数 22回 / 2時間

実施日：8/23、8/30、9/6、9/13、9/27、10/4、10/18、10/25、11/1、11/8、11/15、
11/22、11/29、12/6、12/13、12/20、1/17、1/19、1/24、1/31、2/7、2/14、

(3)実施場所 NPO 法人 0563.netNPO の事務局、鶴城公民館

5 日本語教室開催にあたっての広報活動

1及び2に定める日本語教室を開催するにあたって、広く周知を行い効果的な募集活動を行った。

(1)実施時期 平成18年8月

- ・事業説明会 : 8/20(日) 外国人との共生を考える会
- ・チラシポスティング: 8/20、8/26(土) みどり町県営住宅及び近隣アパート等
- (2)実施場所 外国人との共生を考える会集会及び鶴城小中学校校区
- (3)実施対象 西尾市立鶴城小・中学校校区内の 約 200 名

6 日本語教室開催にあたっての会議

1 及び 2 に定める日本語教室を開催するにあたって、円滑に事業目的が達成できるよう随時打ち合わせを行った。

7 中間報告会及び成果報告会への報告

1 及び 2 に定める日本語教室の開催による成果等について、中間報告及び成果報告を行った。

(1) 実施時期 中間報告会 平成 18 年 12 月 2 日(土)

多文化共生ネットワーク会議

多文化共生社会づくり推進事業中間報告会

(2) 実施時期 成果報告会 平成 19 年 3 月 17 日(土)

3 実施結果(実施の効果等)

【 日本語教室に付いて 】

日本語教室実施時間は、19 時 30 分～20 時 30 分の 1 時間であったが、授業終了後もすぐに帰宅する生徒は少なく、授業の中で使われた場面による返答の言い回しや日常生活に関する質問などを受け、公民館終了時間の 21 時まで積極的な学習態度を見ることができた。また、この 30 分の質問内容が、日本語教育カリキュラム作成や教材の作成の参考とすることが出来た。

日本語教室に参加した生徒(日系ブラジル人)間で情報交換や交流が生まれ、また、クリスマスには、生徒から日本語教師にクリスマスプレゼントが渡されるなど、日本語教師と生徒間も良好な関係の構築ができた。

【 日本語教室に通う生徒に付いて 】

外国籍児童生徒

授業開始当初は、日本語に耳が慣れておらずコミュニケーションにも苦労したが、2 月になるころには随分聴解力もつき、授業前に世間話をしたり、休みの過ごし方

を一生懸命に日本語で説明するようになった。また、文字もひらがなとカタカナを混同して覚えていたが今は、それぞれを分けて書けるようになった。

外国籍父兄

日本語があまり話せなかった生徒から生活の中で実際に勉強した場面に日本語で対応できるようになったという報告を受けた。また、日本語がある程度話せた生徒からは曖昧だった理解が確実に、職場の日本人とのやりとりがスムーズになったと報告を受けた。ことばや文型が増えるごとに教師との日本語での応用会話もできるようになった。

外国籍児童生徒及び父兄

授業内で、学校の先生とのやりとりや会社の上司とのやりとりなど敬語に関する質問が多く、日本語の中でも特殊な日本語が分からずコミュニケーションに困ることがあることがわかった。

【 自立性と継続性を持った日本語教室 】

本事業は、生徒の強い要望を受け、事業終了後の平成 19 年 3 月以降、受益者負担の中で、6 月まで 3 ヶ月間の日本語教室を継続実施することを決定した。

今後も、愛知県西尾市鶴城公民館での日本語教室の継続はもちろんのこと、レベルに沿った学習指導が継続できるように、活動の幅を広げていきたいと考えている。

4 事業の特質（工夫した点など）

【 実施日時に付いて 】

日曜日は、外国籍住民の多くがキリスト教徒で教会に行く大切な日であり、共働きをする家庭も多く、外国籍住民にとって家族（親戚を含む）と過ごす大切な日でもある。また、外国籍住民の殆どが派遣社員として工場等で働いており、隔週で昼勤と夜勤を勤めている方もいて、勤務体制に体を切り替えるため休養を必要とする日でもある。上記したように外国籍住民にとって日曜日では、継続的に日本語教室を行うことは難しい曜日だと判断し、日本語教育実施日を水曜日とした。また、平日は、残業なども多く参加し易さを考慮し、19 時 30 分からの日本語教室とした。

【 広報活動に付いて 】

事業説明会やチラシのポスティング等広報活動を行ったが、大きな効果は認められず、8 月の体験授業の初日には、1 組のご夫婦が参加するのみであった。しかし、授業を体験した参加者の口コミで、回を重ねるごとに参加者を増やす事が出来た。日系ブラジル人に対しては、チラシやポスターなどの広報活動による効果を望むより、良

い授業を継続する中で、体験者の口コミにより参加者を増やす事が最短、最良の効果を生む事を実感した。何よりも日系ブラジル人にとって、良い事業を提供しなければ参加者を作り出す事すら見込めないと言う、難しさを実感した。

【 外国籍児童生徒等に対する日本語教室に付いて 】

公立小中学校に通う児童生徒は、学校生活の中で日本語を身に付け、ブラジル人学校に通う児童生徒は、学校や家庭でポルトガル語が出来れば、実生活に困る事が少なく、外国籍児童生徒は外国籍父兄に比べて日本語教室の需要が少ない事がわかった。しかし、新たにブラジルから来て公立学校に通う児童生徒や、ブラジル人学校から公立小中学校へ編入する児童生徒に取って日本語教室は必要な事業である。

【 日本語教育に付いて 】

「外国籍児童生徒を対象とした教育・生活支援のための親子日本語教育」は、半年間継続的に授業に出席する事で、外国籍住民の日本語能力を上げることのできる日本語教室を目指し実施した。しかし、個々の生活環境、居住地域によって必要とする日本語が違い、一般的な日本語教材では十分な成果が上げられないと考え、愛知県西尾地区に居住する外国籍住民の為の日本語教育カリキュラムの構築と学習教材の作成を進めながら本事業を実施した。

六ヶ月間実施した本日本語教室は、三ヶ月で前後期に分けて実施した。前期は(9月~12月)文字(ひらがな・カタカナ)の学習と、語彙や発音などを学習する入門者向けカリキュラムとし、日本語に慣れたところで、後期(1月~2月)で、日本語の文型や文法を学習するカリキュラムとした。

5 今後の課題

3月以降は、受益者負担の中で自立性と継続性を持って本事業を継続する事を決定したが、日本語を学ぼうとする外国籍住民の日本語のスキルには個人差があり、日本語能力によりクラス分けが必要となる。レベルに沿った学習指導が継続できるように努力したい。

6 その他参考事項

【 県の委託事業に付いて 】

100万円の委託事業で、参加費無料の日本語教室で成果を上げられても、事業を継続する為には、次年度100万円の予算がなければ継続することは出来ない。また、その事業モデルを他地域で実施しようとするれば、やはり、100万円の予算がなければ実施することは出来ないであろう。委託事業の中で、受益者負担を認め100万円の事業委託の中で150万円の事業が実施できれば、次年度、行政からの予算が付かなくても、受益者負担の収益性の中で事業を継続する事が可能であり、その自立性と継

続性を持った事業モデルこそ、他地域の資本金を持たない NPO でも実施可能な事業モデルとなる。

本来 NPO は、収益性のある事業を実施することが認められていることが特徴であり、その特徴を生かした委託事業を強く要望します。